地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。 引上げ分の地方消費税収については、使途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の 社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるもの とされています。

西都市の令和3年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途については、下記のとおりです。

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

(成山) 社会体障4柱負での他社会体障地象に安する柱負 (単						(単位:千円)
区 分			事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税
社会福祉	社会福祉費	身体障害者福祉費	16,009	12,006	4,003	484
		知的障害者福祉費	72,000	36,000	36,000	4,358
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	135,313	19,267	116,046	14,047
		障害者自立支援費	837,761	620,705	217,056	26,274
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,514,500	1,216,695	297,805	36,048
		児童福祉施設費	165,476	4,845	160,631	19,444
		児童措置費	866,979	612,494	254,485	30,805
	生活保護費	扶助費	530,038	409,800	120,238	14,554
	小 計		4,138,076	2,931,812	1,206,264	146,014
社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	329,163	199,240	129,923	15,727
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)	551,958	48,198	503,760	60,979
		後期高齢者医療費	554,598	106,557	448,041	54,234
	小計		1,435,719	353,995	1,081,724	130,940
保健衛生	保健衛生費	予防費	81,062	42,300	38,762	4,692
		診療所費	3,630	3,615	15	2
		保健活動費	24,579	20,900	3,679	445
		健康増進費	55,585	5,281	50,304	6,089
	小計		164,856	72,096	92,760	11,228
숌 計			5,738,651	3,357,903	2,380,748	288,182
L						